

平成 18 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社アイディーユー
代 表 者 名 代表取締役社長 池添 吉則
(コード番号：8922 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役管理本部長 岩 眞司
電 話 番 号 (06) 6452 - 7771 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 10 月 30 日開催の当社取締役会により、「定款一部変更の件」を平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 7 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当会社事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります（変更案第 4 条、第 7 条を新設するとともに、第 9 条第 1 項を変更いたします）。
- (3) 周知性の向上および手続の合理化を図るため、当会社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります（変更案第 5 条）。
- (4) 定款に定めることにより、インターネットにより開示した場合には、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき一定の情報を提供したものとみなされることから、株主様に対する柔軟な情報開示を行うため本制度を導入することとし、第 14 条を新設するものであります。
- (5) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、これを第 16 条に規定するものであります。
- (6) 定款に規定を置くことにより、取締役会で決議すべき事項について取締役の提案があった場合に、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べなかったときは、取締役会の決議があったものとみなされることとなったことから、機動的な取締役会の運営を可能とするため、第 24 条を新設するものであります。
- (7) 社外取締役および社外監査役として有用な人材を迎えるため、第 25 条第 2 項および第 35 条第 2 項をそれぞれ新設するものであります。なお、第 25 条第 2 項の提案につきましては、監査役全員一致による同意を得ております。

- (8) 当社は、平成 18 年 8 月期におきまして役員に対する退職慰労金制度を廃止いたしましたので、現行定款第 25 条および第 36 条の規定から削除するものであります。
- (9) 補欠監査役の選任に係る決議の効力の期間を定める規定として第 31 条を新設するものであります。
- (10) 上記のほか、法令の改正に伴う文言の変更、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 11 月 28 日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 11 月 28 日

以 上

(別 紙)

現行定款および変更定款対照表(案)

(下線部は変更部分)

現行定款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社アイディーユーと称し、英文では、I D U C O . と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 . } (条 文 省 略) 25 . (新 設) 26 . 上記各号に付帯関係する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり) 1 . } (現行どおり) 25 . <u>26 . 博物館、科学館、美術館、ギャラリー、図書館、資料館、多目的ホールの経営、企画・運営・管理ならびにおよびそれらに関するコンサルティング</u> 27 . (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 (条 文 省 略) (新 設)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関の設置) <u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法による。</u>
第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、540,000株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じるものとする。</u>	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、540,000株とする。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 <u>当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された株主(実質株主名簿を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u> <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱い、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社の発行する株券の種類および株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱い、その他株式および端株に関する手続ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>当社の発行する株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日</u>の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数</u>で行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日</u>の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>で行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>取締役の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>取締役の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 <u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったこととみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第23条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。 (新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(取締役会規則) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第25条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第26条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>監査役の決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>監査役の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第 31 条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役補欠者)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ株主総会において監査役補欠者を選任することができる。</u></p> <p>— <u>監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>— <u>監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初の定時株主総会が開催される時までとする。</u></p> <p>— <u>監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 監査役は、その<u>互選</u>により常勤の監査役を<u>定める</u>。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その<u>決議</u>により常勤の監査役を<u>選定する</u>。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 33 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>— <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 35 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 37 条 当社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第 38 条 当社の利益配当金は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p>	<p>(期末配当および基準日)</p> <p>第 39 条 当社は、毎年 8 月 31 日を基準日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、<u>期末配当金として剰余金の配当をすることができる。</u></u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 <u>取締役会の決議により、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 40 条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(中間配当および基準日)</p> <p>第 40 条 <u>当会社は、毎年 2 月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 41 条 <u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以上